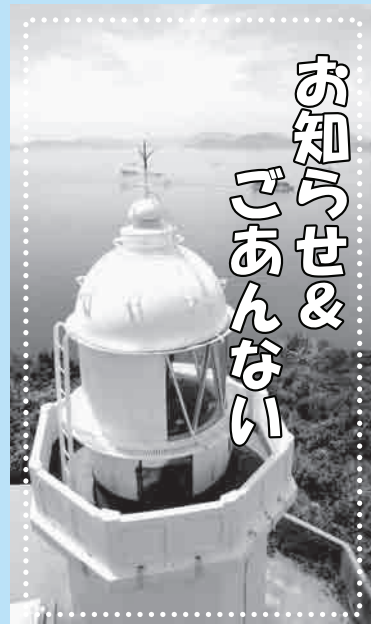


お知らせ

ごあんない



お知らせ

平成25年度の自動車税（県税）

納期限は5月31日（金）です。

自動車税は、「車検時に納付すればよい税金」ではありません。毎年度、納期限までに必ず納めましょう。（自動車税（県税）は、コンビニでも納付できます。）

※納期限を過ぎると、納める税金に加えて、年14・6%の延滞金を納付する必要があります。納期限までに納付されない場合は、地方税法に基づいて、差押等の滞納処分を行うことがあります。

【問合せ先】

愛媛県東予地方局今治支局税務室

TEL 089812312500

軽自動車税の減免申請について

軽自動車税について身体障害等を理由とする減免を受けるには、条例に基づき減免申請をしていただく必要があります。申請される方は、次の要領でお願いします。

■申請受付期間

平成25年5月13日（月）～
平成25年5月24日（金）

■申請に必要なもの

- 1 身体障害者手帳又は療育手帳等
- 2 運転免許証
- 3 印鑑
- 4 車検証（原付の場合は必要ありません）
- 5 軽自動車税納税通知書

■減免対象

- 1 歩行困難な身体障害者又は精神障害者が所有する軽自動車
- 2 18歳未満の身体障害者又は精神障害者と生計を一にし、身体障害者又は精神障害者を常時介護する方が所有する軽自動車（1台に限る）
- 3 身体障害者等が専用に利用する構造の軽自動車

※ 自動車税（県税）の減免者は対象外です。

■申請場所及び問い合わせ先

弓削総合支所	住民課	7712503
生名総合支所	住民課	7613000
岩城総合支所	住民課	7512500
魚島総合支所	住民課	7810011

上島町住宅用太陽光発電システム

設置費補助制度のお知らせ

上島町では、地球規模での環境保全及び環境問題に関する意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するため、昨年度に引き続き、町内の住宅に太陽光発電システムを設置される方に対し、費用の一部を補助します。

（補助金額）

■太陽電池モジュールの最大出力1kWあたり
4万5千円（上限18万円）

■お問い合わせ先

弓削総合支所 総務部 企画政策課
TEL 089717712500
FAX 089717714011

平成25年度子ども支援教育相談のご案内

愛媛県教育委員会では、発育や発達に不安のある幼児児童生徒の保護者を対象に、養育や教育についての相談活動を行うことを目的として、「子ども支援教育相談」を実施いたします。経験豊富な相談員が、それぞれのお子さんに応じた適切なアドバイスをを行います。

お子さんのことで何か気になることがありましたら、お気軽に相談してみたいかがでしょうか。なお、相談にはあらかじめ申込みが必要【不切日等は各保育所・各小中学校からの配布文書を参照してください】となりますので、詳しいことは教育委員会までお問い合わせください。

■日時

7月1日（月）
午前9時30分～午後4時30分

■場所

今治市総合福祉センター

■主催者

愛媛県教育委員会

■申込・問合せ先

上島町教育委員会学校教育係
TEL 089717712207

募集

愛媛県職員募集

愛媛県職員採用候補者（上級）試験を次のとおり実施します。受験資格、申込み方法等詳細につきましては、愛媛県人事委員会事務局までお問い合わせください。

■第一次試験

6月30日（日）
松山・東京・大阪のいずれかで受験可能

※試験案内及び申込書は5月14日（火）から愛媛県人事委員会事務局、県の各地方局及び支局等で配布予定です。

■問い合わせ先

愛媛県人事委員会事務局
TEL 089191212826

「知事とみんなの愛顔でトーク」

えがお
の傍聴者募集

愛媛県では、知事が地域に出かけ、地域住民と気軽に意見交換を行い、地域の意見・要望を把握し、可能なものから県政に反映させていくため、次のとおり「知事とみんなの愛顔（えがお）でトーク」を開催します。

会議では、「愛顔（えがお）あふれる愛媛づくり」について、知事が地域の皆様方に直接お話しします。

傍聴される方を募集していますので、是非、ご参加ください。

■日時 平成25年5月24日（金）
午後2時30分～5時

■会場 吉海町学習交流館大ホール
（今治市吉海町八幡137）

■定員 50名（先着順）

■申込方法…5月21日（火）までに郵便、電話、FAX又は電子メールで、住所、氏名、電話番号を記入（連絡）し、申し込んでください。

■申込先…東予地方局地域政策課
〒793-0042 西条市喜多川796-1

TEL 0897-156-1300（内線281）

FAX 0897-156-1308

E-mail: tou-seisaku@pref.ehime.jp

長期間自宅を留守にされる方へ（依頼）

盗難、空き巣等の犯罪防止の観点から、諸事情によりご自宅を長期間留守にされる場合は、お住まいの地区の地区委員の方にご連絡願います。それに伴い、留守の間は広報紙等の配付を休止させていただきます。ご自宅に帰られた場合は、広報紙等の配付を再開いたしますので、お手数ですが、地区委員の方にご連絡願います。

5月の潮汐表

日	潮	高 潮		低 潮		高 潮		低 潮	
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(水)	中	2:56	349	14:47	291	9:08	107	21:12	41
2(木)	小	3:58	329	15:56	273	10:12	120	22:19	67
3(金)	小	5:09	314	17:22	265	11:29	123	23:39	86
4(土)	小	6:24	307	18:50	273	—	—	12:50	113
5(日)	長	7:31	309	20:04	294	1:04	93	13:59	92
6(月)	若	8:28	315	21:04	317	2:19	90	14:54	69
7(火)	中	9:15	320	21:54	338	3:18	84	15:40	48
8(水)	中	9:57	323	22:39	352	4:08	80	16:20	32
9(木)	中	10:34	322	23:18	359	4:52	81	16:57	22
10(金)	大	11:08	318	23:55	360	5:31	86	17:31	19
11(土)	大	11:39	311	—	—	6:07	95	18:03	23
12(日)	大	0:31	354	12:09	301	6:41	107	18:33	31
13(月)	大	1:04	345	12:39	290	7:14	120	19:04	43
14(火)	中	1:38	333	13:09	278	7:48	132	19:35	58
15(水)	中	2:14	319	13:44	266	8:24	143	20:09	75
16(木)	中	2:54	306	14:26	253	9:06	151	20:50	94
17(金)	小	3:41	293	15:25	242	9:58	155	21:43	113
18(土)	小	4:39	284	16:49	237	11:04	152	22:53	128
19(日)	長	5:46	281	18:20	247	—	—	12:16	140
20(月)	若	6:49	285	19:35	271	0:17	135	13:22	118
21(火)	中	7:45	295	20:34	300	1:36	130	14:15	91
22(水)	中	8:34	308	21:24	331	2:40	118	15:02	62
23(木)	中	9:19	321	22:10	359	3:34	105	15:45	34
24(金)	大	10:02	332	22:54	381	4:21	94	16:27	10
25(土)	大	10:44	340	23:38	395	5:06	85	17:08	-7
26(日)	大	11:26	344	—	—	5:49	81	17:50	-15
27(月)	大	0:21	400	12:09	342	6:33	82	18:33	-13
28(火)	中	1:06	397	12:54	335	7:18	87	19:18	-2
29(水)	中	1:53	385	13:43	322	8:05	94	20:06	19
30(木)	中	2:42	368	14:37	307	8:56	103	20:58	45
31(金)	小	3:36	349	15:42	291	9:53	110	21:57	75

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。
※この潮汐表は、（一財）日本水路協会から引用したものです。

☆ゴミの出し方 ルールを再確認しましょう☆

住民のみなさん、ゴミの出し方のルールについて今一度以下の事項についてご確認ください。

○ゴミ袋には必ず名前を書いてください

上島町ではゴミ袋に名前を書くルールがあります。ゴミを出す際には、必ず名前を書いて出しましょう。

○ゴミは自分の地区のステーションに出してください

各地区のゴミステーションは、それぞれの地区で管理していますので、通勤の途中で都合がいいなどの理由で他地区のステーションに出すとトラブルが発生します。ゴミは自分の地区のゴミステーションに出しましょう。

○自分の出すゴミに責任を持ちましょう

自分の出すゴミには責任を持ち、燃えるゴミの中には ビン・缶・金属類等の不燃物は絶対に入れないようにしてください。混載されていた場合、焼却施設の破損等により、自分以外の人にも不便を強いる可能性もあります。ゴミを出す時には、周囲の人のことも考え、責任をもって出すようにしましょう。

私たち一人ひとりが自分の出すゴミに責任を持って、決められた時間までに、決められた場所に、決められた分別区分にしたがってゴミを出すようにしましょう。



【努力賞】弓削中学校3年 尾崎 瞳

原画のテーマ「身元調査聞きません！答えません！」



〈原画作成への思い〉

人の心を傷つけるような調査に対し、聞かず、答えなくて良いという全ての人の権利を絵にこめました。

【努力賞】弓削高等学校1年 岡崎 真希

原画のテーマ「身元調査お断り！」



〈原画作成への思い〉

自分たちの身元を守るという意味でハートの鍵を手に断わるポーズをとったものをつくりました。



【努力賞】弓削商船高等専門学校商船学科
4年 五井 和貴

原画のテーマ「人権を守る天使」

〈原画作成への思い〉

虹色に輝く人権というハートを鋼鉄の腕で守る天使というイメージで描かせて頂きました。

空き家等の適正管理に関する条例を制定



全国的にも倒壊の危険性がある廃屋の増加が社会問題化しつつありますが、上島町におきましても、近年、所有者等の高齢化や遠隔地への居住、または経済的事情などにより、適正に管理されずに放置されている危険な状態の空き家等が増え続けています。

管理が不十分で廃屋化した空き家等は、近隣の方や通行人に危険を及ぼすほか、不審者の侵入などによる火災や犯罪を誘発する恐れがあり、このような状態を早急に改善する必要があります。

新たな条例「上島町空き家等の適正管理に関する条例」はこのような事態に対応するために制定されたもので、本年4月1日から施行されました。

【条例の主な概要】

★改善についての勧告・命令ができるようになりました

町は、これまで管理不全で危険な空き家等の所有者等には「改善についてのお願い」でしか対応できませんでしたが、これからは、改善についての「助言・指導」はもちろん、「勧告、命令」といった行政処分等も行えるようになりました。

★正当な理由なく、改善命令に従わない場合は

■所有者等の住所・氏名などを公表することができます

所有者等が改善命令に従わない場合は、その所有者等の住所、氏名、命令の内容などを公表することができるようになりました。

■過料を課すことができます

改善命令に従わず、必要な措置を講じない者に対し、5万円以下の過料を課すことができるようになりました。

■行政代執行についての規定も盛り込んでいます

究極の措置として、行政代執行（管理不全で危険となった空き家等を所有者等に代わり町が解体して、その要した費用を所有者等に請求し負担を求める。）ができる規定も盛り込まれました。

なお、町の支援策として、空き家等の解体・撤去に要する費用の一部について、緊急度等に応じて補助金の交付を受けることができる「上島町廃屋解体撤去補助金交付要綱」を定めました。

詳細は、各総合支所住民課までお問い合わせください。

「身元調査お断り運動」の原画入賞作品が決定しました。

平成25年2月1日～2月28日までの期間、上島町における人権・同和教育及び人権啓発のため、愛媛県人権対策協議会及び上島町人権教育協議会で身元調査お断り運動の原画募集を行いましたところ、126点のご応募を頂きました。これらの作品の中から、役員会において審査を行った結果、最優秀賞1点、優秀賞2点、努力賞3点をそれぞれ決定しましたので発表します。

なお、今後これらの入賞作品は身元調査お断り運動で使用させていただきます。

たくさんのご応募ありがとうございました。（※標記されている学年は、平成25年2月時点でのものです。）

【最優秀賞】岩城中学校1年 大本さくら

原画のテーマ「身元調査で心が傷つけられることが少なくなるように」



〈原画作成への思い〉

自分の知らない間に、自分や家族についてのが他人に知られているのは怖いです。それに、自分に責任がないことで差別されるのはとても不条理で、絶対に間違っていると思います。そんなことは早くなくなってほしい、そう思いました。

【優秀賞】岩城中学校3年 松井 隼斗

原画のテーマ「身元調査お断り!! みんなで無くそう部落差別」



〈原画作成への思い〉

強い意志を持って身元調査を無くしていかなければと思ったので、力強い感じにしました。とりあえず目に着くことを第一に考えました。

身元調査なんて意味の無いことは早くなくなってほしいです。

【優秀賞】弓削中学校2年 大塚 梓

原画のテーマ「身元調査やめよう」



〈原画作成への思い〉

身元調査をやめる事で笑顔を増やし、怒っている人、泣いている人を減らしたいからです。

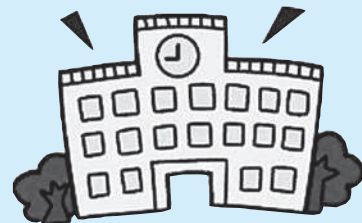
要保護・準要保護児童生徒の就学援助について

小・中学校の児童・生徒で経済的理由により就学が困難な保護者に対して、必要な援助を行い、義務教育を円滑に実施する制度です。

■対象者

上島町立の小・中学校に在学している児童・生徒の保護者で次のいずれかに該当する人

- 生活保護法に規定する保護の対象となっている人（教育扶助の範囲以外での援助となります。）
- 前年中の世帯全員の所得の合計が、生活保護法による保護基準の例により測定した需要額の1.3倍未満である人
- 児童扶養手当の支給を受けている人
- 生活保護の停止又は廃止の決定を受けた人
- その他病気、災害、解雇など特別な事情により、経済的に就学に困っている人

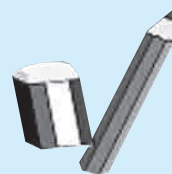


■対象期間 年度内（4月1日～3月31日）※毎年度申請が必要です。

■申請期間

当初申請時期（6月上旬）

- 当初申請期限日までに申請受付された方は、認定になった場合は4月1日からの対象となります。
- 当初申請期限日の翌日以降に申請受付された方は、申請受付日からの援助対象となります。



■申込方法

「就学援助希望申請書」に必要事項を記入の上、準要保護の認定基準に基づく各証明書等を添付し学校に提出して下さい。申請書は、学校又は上島町教育委員会及び各総合支所教育課にあります。

詳細につきましては、上島町教育委員会にお問い合わせください。



上島町教育委員会 TEL：77-2128

「サイクルトレインにゃんよ号」運行中！

JR予土線は、ローカルな雰囲気と四万十川に沿って走る車窓の美しさが魅力の路線です。そんな予土線の利用促進と、南予におけるサイクリングの普及のため、自転車をそのまま列車に乗せられる「サイクルトレイン」がスタートしています。ぜひご利用ください。

■運行期間：春／5／12までの土・日・祝日、GW

夏・秋／7／20～10／27の土・日・祝日

■自転車乗降駅：宇和島駅、務田駅、近永駅、松丸駅、江川崎駅

■申し込み先：セーラー広告株式会社 TEL：089-946-8624

■問合せ先：県庁観光物産課 電話：089-912-2492

平成29年愛媛国体の愛称・スローガンのロゴタイプが決定！

愛称の「愛顔」は、愛媛を代表するオレンジに、「え」はスローガンとも合う爽やかなブルーをアクセントに使っています。また、スローガンは愛称のベースとなった書体を採用して、統一感を持たせています。

問い合わせ先：

県庁国体総務企画課

電話：089-912-2730

<http://ehimekokutai2017.jp/>

